

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト  
 技術的能力 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.5.0)	とりまとめた資料-3 1.5-39, 40, 41, 42	「設備の相違⑥」の新規追加  代替補機冷却の操作手順において、可搬のポンプ車からの可搬型ホースの接続方法等が泊3号炉と大飯3/4号炉で相違する理由を「とりまとめた資料」へ整理した。(操作手順の記載場所で整理していた相違理由を「とりまとめた資料」で整理)	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.5.0)	とりまとめた資料-3	とりまとめた資料-4ページにて整理していた「設備の相違⑤」をとりまとめた資料-3ページへ記載場所を移動(記載内容に変更なし)	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.5.0)	とりまとめた資料-4	とりまとめた資料-5ページにて整理していた「記載方針の相違②」をとりまとめた資料-4ページへ記載場所を移動(記載内容に変更なし)	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.5.0)	1.5-10, 79	重大事故等対処設備(設計基準拡張)の記載順序の見直し(下線部参照) 女川2号炉の順序と横並びを図るとともに、泊3号炉の前段の文章と記載順序を統一した。  (旧) <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉補機冷却水ポンプ</u></li> <li>・<u>原子炉補機冷却水冷却器</u></li> <li>・<u>原子炉補機冷却水サージタンク</u></li> <li>・<u>原子炉補機冷却海水ポンプ</u></li> <li>・<u>原子炉補機冷却設備配管・弁・ストレーナ</u></li> <li>・非常用取水設備</li> <li>・非常用交流電源設備</li> </ul> (新) <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>原子炉補機冷却海水ポンプ</u></li> <li>・<u>原子炉補機冷却水ポンプ</u></li> <li>・<u>原子炉補機冷却設備 配管・弁・ストレーナ</u></li> <li>・<u>原子炉補機冷却水サージタンク</u></li> <li>・<u>原子炉補機冷却水冷却器</u></li> <li>・非常用取水設備</li> <li>・非常用交流電源設備</li> </ul>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.5.0)	1.5-7, 65	同上	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.5.0)	1.5-79	第1.5.1表 (1/8) のうち「対応手段」の名称を適正化 (下線部参照)  (旧) 原子炉補機冷却水設備からの除熱による発電用原子炉の冷却 (新) 原子炉補機冷却海水ポンプ及び原子炉補機冷却水ポンプによる除熱	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.5.0)	1.5-65	同上	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.5.0)	1.5-16, 25	SG直接給水用高圧ポンプによる蒸気発生器への注水手段を自主対策として整備する理由の比較対象として、泊3号炉と同等の設備を有する伊方3号炉の記載を追加。	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.5.0)	1.5-46	「可搬型大型送水ポンプ車を用いた蒸気発生器2次側のフィードアンドブリード」の操作手順の脱字訂正 (下線部参照)  (旧) ⑥災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所 <del>に</del> 水中ポンプを設置する。 (新) ⑥災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所 <del>に</del> 水中ポンプを水面より低く、かつ着底しない位置に設置する。  他の可搬型大型送水ポンプ車を用いる操作手順と記載を統一。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.5.0)	1.5-36, 39, 41	同上 また、水中ポンプを「水面より低く着底しない位置に設置する」記載は伊方3号炉、川内1/2号炉、玄海3/4号炉と同様であることを比較表の相違理由へ追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 5. 0)	1. 5-40	相違理由の脱字訂正  「記載方針の相違（女川審査実績の反映）」を追記	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 5. 0)	1. 5-50, 52, 54, 55, 74, 104, 107, 109, 112	記載表現の適正化（下線部参照）  (旧) 原子炉補機冷却水系統 (新) 原子炉補機冷却水系  また、上記以外で「系統」と記載している箇所についても確認し、必要に応じて「系」へ修正を実施。	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 5. 0)	1. 5-39, 40, 41, 42, 60, 89, 95, 97, 100	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 5. 0)	1. 5-104, 105, 106, 107, 109, 112, 114	概要図（第1.5.2図、第1.5.3図、第1.5.4図、第1.5.5図、第1.5.7図、第1.5.9図、第1.5.11図）の記載内容の充実化  各手順の概要図について、先行審査実績を参照し、流路・弁等を追加	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 5. 0)	1. 5-89, 91, 93, 95, 97, 100, 104	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 5. 0)	1. 5-106, 107, 109, 112, 114	概要図（第1.5.4図、第1.5.5図、第1.5.7図、第1.5.9図、第1.5.14図）の凡例を適正化  ・「カップラ」を「カブラ」へ修正 ・「薬品添加口」の追加 ・「手動弁」, 「ツインパワー弁」, 「設計基準事故対処設備から追加した箇所」の追加（概要図の見直しに伴う当該弁の追加）	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 5. 0)	1. 5-93, 95, 97, 100, 104	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.5.0)	1.5-107	概要図(第1.5.5図)の「操作対象機器」へ「タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気ラインの元弁」を追加(概要図の適正化に伴う弁の追加) また、上記修正に伴い、以降の「操作手順」欄の附番を修正	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.5.0)	1.5-95	同上	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.5.0)	1.5-110	概要図(第1.5.7図)の誤記訂正  「操作手順」② <sup>#15</sup> , ② <sup>#16</sup> , ② <sup>#26</sup> ～② <sup>#36</sup> の「操作対象機器」及び「状態変化」の誤記訂正	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.5.0)	1.5-98	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.5.0)	1.5-109, 112	概要図(第1.5.7図, 第1.5.9図)の記載の適正化  可搬型ホースの「第1ルート」, 「第2ルート」の記載は、敷設ルートを2ルート確保していることを示すために表記していたが、優先順位を示しているような誤解を招く表現となっていたため当該表記を削除した。	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.5.0)	1.5-97, 100	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r.5.0)	1.5-112	概要図(第1.5.9図)の脱字訂正  上記概要図の「A-原子炉補機冷却水冷却器出口海水供給ライン止め弁(SA対策)」へ操作手順の附番「② <sup>#11</sup> , ⑩」を追記	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r.5.0)	1.5-100	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 5. 0)	1.5-114	概要図（第1.5.11図）の記載の適正化  操作手順⑳の可搬型大容量海水送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続先が、A系とB系の両系へ接続されるような表記となっていたため、いずれかの系統へ接続する表記へ修正した。 ・可搬型大容量海水送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続先の表記を「※1」から「※1又は※2」へ修正。 ・ディーゼル発電機への可搬型ホースの接続箇所について、A系を「※1」とし、B系を「※2」とした。	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 5. 0)	1.5-104	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105 r. 5. 0)	1.5-111, 113	タイムチャート（第1.5.8図、第1.5.10図）の対応要員の見直し  「運転員B」と「運転員C」の作業は、1名の単独作業としていたが、2名の共同作業に見直し（当該手段が開始されるまでの想定時間及び対応人数は変更なし）	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 5. 0)	1.5-99, 101	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 5. 0)	1.5-77	相違理由欄の誤記訂正（下線部参照）  (旧) 記載方針の相違③ (新) 記載方針の相違②	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 5. 0)	1.5-79	相違理由欄の誤記訂正（下線部参照）  (旧) 記載方針の相違④ (新) 記載方針の相違③	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等 (SAT105-9 r. 5. 0)	1.5-85	相違理由欄の記載充実（下線部参照）  (旧) 記載方針の相違  (新) 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・重大事故等対処設備（設計基準拡張）による手順新規追加	